

27日獣発第355号

平成28年4月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う特定家畜防疫指針の留意事項の整備について**

このことについて、平成28年3月25日付け27消安第6116号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、消費・安全局長通知である①豚コレラ、②高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、③口蹄疫の各「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について、都道府県知事あて通知したので、その旨了知の上、円滑な防疫対策の実施つき協力が依頼されたものです。

つきましては、以上について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27 消安第6116号
平成28年3月25日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う特定
家畜防疫指針の留意事項の整備について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円
滑な防疫対策の実施につき協力方よろしく申し上げます。



写

27消安第6116号
平成28年3月25日

都道府県知事 殿

消費・安全局長

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う特定家畜防疫指針の留意事項の整備について

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、下記のとおり、消費・安全局長通知を整備することとしたので、御了知願いたい。

記

次の各号に掲げる消費・安全局長通知の一部を、それぞれ当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正する。

- 1 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成25年6月26日付25消安第1193号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1
- 2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成27年9月9日付27消安第3069号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成27年11月20日付け27消安第4279号農林水産省消費・安全局長通知）別紙3

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

○ 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成25年6月26日付25消安第1193号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第20 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項(防疫指針第7の1関連) 発生農場における防疫措置の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚コレラの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第52条の3の規定に基づき<u>審査請求</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>第20 発生農場における防疫措置の実施に関する事項(防疫指針第7の1関連) 発生農場における防疫措置の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚コレラの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第52条の3の規定に基づき<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別記様式5)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式5)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所</p>

家畜防疫員〇〇（印）

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚コレラの患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

（備考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

家畜防疫員〇〇（印）

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚コレラの患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

（備考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成27年9月9日付27消安第3069号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第22 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項（防疫指針第7関連）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により<u>審査請求</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第22 発生農場における防疫措置の実施に関する事項（防疫指針第7関連）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明する。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: right;">(様式7)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所</p>	<p style="text-align: right;">(様式7)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所</p>

家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患者（疑似患者）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

・ 家きんの所在する場所

家きんの種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と 殺 を 行 う 場 所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患者（疑似患者）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と 殺 を 行 う 場 所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成27年11月20日付け27消安第4279号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第13 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項(防疫指針第6関連)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第52条の3の規定により<u>審査請求</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第13 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項(防疫指針第6関連)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第52条の3の規定により<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立て</u>をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別記様式6)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所 家畜防疫員〇〇(印)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式6)</p> <p style="text-align: center;">と 殺 指 示 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇家畜保健衛生所 家畜防疫員〇〇(印)</p>

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

1 と 殺 を 行 う 場 所

2 と 殺 の 方 法

3 そ の 他

（備 考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

1 と 殺 を 行 う 場 所

2 と 殺 の 方 法

3 そ の 他

（備 考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。